

2013年9月27日

バーゼル銀行監督委員会「カウンターパーティ信用リスクエクスポージャーへの資本賦課に関する非内部モデル手法」に係る市中協議文書に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）から6月28日に公表された市中協議文書「カウンターパーティ信用リスクエクスポージャーへの資本賦課に関する非内部モデル手法」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントがBCBSにおけるルール最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

総論

○ カレント・エクスポージャー方式（CEM）の選択利用

BCBSは、NIMM導入後も、CEMを利用可能な選択肢として残すべきである。NIMMは、CEM対比で算式が複雑であることに加えて、そもそもヘッジによるリスク削減の余地・選択肢のないデリバティブ取引を主体とする小規模な銀行や銀行グループ内の事業法人エンティティなどの組織に適合した枠組みとは言い切れない。このような組織にとってはNIMMの導入が、システム整備・算出上の負担増大に比してリスク管理等への追加的効果が限定的であると考えられるため、シンプル且つ計算・導入が容易なCEMの選択利用が認められるべきと考える。

当然ながら、選択利用が認められる場合も、CEMのアドオンはQISを通じて適正な水準に調整される必要があると認識している。

なお、CEMの選択利用が、BCBSが検討している「リスク感応度・簡素さ・比較可能性のバランス」の目指す方向性と必ずしも軌を一としていない点を我々は理解している。我々としては、インターバンク取引・大口顧客との取引を想定した規制（NIMM）の一律導入がEAD水準の比較可能性を高めるものであることを認める一方で、金融機関・各エンティティのビジネスモデル・取引属性の違いを踏まえた費用対効果の観点からCEMの継続利用が望ましい場合がある点を強調させていただきたい。

○ 事業法人顧客取引等への影響に対する配慮

事業法人との相対デリバティブや、長期インフラ投資を支援するプロジェクトファイナンス関連デリバティブに対する、NIMM導入による影響を、BCBSは十分に

考慮すべきである。

NIMM は、事業法人向けの相対デリバティブに対して CEM 対比で保守的にエクスポージャーを算出する枠組み¹(具体的な設例は補論ご参照)であり、規制導入後、これらの顧客との取引は非連続的に追加資本賦課されることが不可避となる。これにより、特に商業銀行において、資本コストを踏まえた対顧取引に影響が出ることを我々は懸念している。

また、NIMM は、新興国開発を目的とした長期インフラファイナンスに伴うデリバティブについても、キャッシュフローを固定化するための金利スワップに対する資本コストの増大というかたちで影響を及ぼす。資本コストの増大に起因する、資金の出し手である金融機関の総合採算悪化が、G20 および FSB が懸念を示している「経済成長のための長期投資資金のアベイラビリティ」²を損なう結果に繋がると考えられる。

加えて、CVA リスク相当額の算定上、標準的リスク測定方式を用いている銀行においては、カウンターパーティリスクに追加されるかたちで、顕著な資本賦課影響があることにも留意が必要である。

斯かる事情に鑑み、これらの取引に対する影響は十分に配慮されるべきであり、NIMM の各パラメータの水準調整を行う等により影響が極小化される措置をお願いしたい。また、仮にこれが認められない場合も、少なくとも、NIMM 移行までの十分な準備期間および既存取引に対する CEM の選択利用等の激変緩和措置の確保が図られるべきである。

○ 全般的な水準調整

BCBS は QIS を通じ、NIMM が累積的に保守的な枠組みとなっていないかを検証し、総合的な見地から各パラメータを最終調整するべきである。

NIMM は、負の MTM/超過担保・ヘッジ等の勘案、 α ・各アドオン率・リスクのマージン期間調整等の算定において、局所局所で保守的な措置が講じられている。その結果として最小公倍数的に導かれる EAD は、許容される水準を上回って、必要以上に保守的になっているのではないかと、というレビューが必要である。

各論

¹ 例えば、プレーンな金利スワップのアドオンおよびその資本賦課の水準としては、CEM 対比で、マチュリティが 1.5 年で約 2 倍、5 年で約 7 倍と増加する。

² FSB (Feb 2013): Financial regulatory factors affecting the availability of long-term investment finance

FSB (Aug 2013): Update on financial regulatory factors affecting the supply of long-term investment finance

○ **金利デリバティブの満期の取扱い**

- (1) 金利スワップの実効元本算定において、想定元本を単純に満期倍する市中協議文書の提案は保守的な措置である。NIMM では、時間価値・満期間の感応度の差を無視した結果、必要なセンシティブさを欠いた実効元本が算出される枠組みとなっている。例えば、調整後元本の算出において、デュレーションの概念として満期区分に応じた掛目を導入するなど、満期が長期化するに伴い、調整後元本に対する感応度が通減するような調整が図られるべきである。
- (2) パラグラフ 47 にあるように、想定元本を満期倍する際に、1年でフロアが設定されているが、フロアの理論的な合理性はないと考えられる。1年未満の取引の感応度が反映されるよう、フロアは設定されるべきではない。

○ **為替デリバティブにおける相殺方法**

次の[前提となる取引]の①～③は、3つの通貨の実態的なポジションは通貨別に相殺されるはずながら、同一通貨ペアのみを相殺可としている市中協議文書の提案にもとづくと、一切ネットィングが認められないかたちとなる。この取扱いは実態のリスク量に比し保守的であり、[ネットィング案]にあるような方法を許容するべきである。

[前提となる取引]

(母国通貨建)

Transaction	Currency	Long+/Short-	Amount
①	USD/JPY	+	70
②	EUR/JPY	-	100
③	EUR/USD	+	60

[ネットィング案]

(1) 各取引を分割

(母国通貨建)

Transaction	Currency	Long+/Short-	δ	Amount
①-1	USD	+	1	70
①-2	JPY	-	1	70
②-1	EUR	-	1	100
②-2	JPY	+	1	100
③-1	EUR	+	1	60
③-2	USD	-	1	60

(2) 通貨別にネットィング

Currency	Long+/Short-	Amount
USD	+	10
JPY	+	30
EUR	-	40

(3) ネット後の買越し額（絶対値）= 売越し額（絶対値）を実効元本とする

Long+/Short-	Amount
+	40
-	40

$$\begin{aligned} \text{Effective Notional}^{(FX)} &= |Amount_{long}| \\ &= |Amount_{short}| = 40 \end{aligned}$$

○ **質問への回答**

Q1. BCBS は、自己資本の枠組みのすべての領域において CEM と SM を NIMM に置き換えるべきか。各領域で NIMM を使用することのメリットとデメリットは何か。

我々は、比較可能性向上と複数の手法が並存することによる計測負荷回避のために、非清算集中 OTC デリバティブに対するマージン規制を含めた各規制領域において NIMM の利用可能範囲が拡大されることに賛成する。

但し、総論でも述べたとおり、少なくとも自己資本比率の枠組みにおいては、CEM を完全に廃するべきではなく、NIMM 導入後も一つの選択肢として残すべきである。

Q4. 上記（市中協議文書 8 頁）のアプローチは、証拠金授受が行われる取引の再構築コストを反映しているか。BCBS が考慮すべきその他の担保の仕組みがあるか。

マージン授受が行われる契約であっても、残高として一切デリバティブ取引の取引組がない場合には、パラグラフ 30 の算式を $RC = \max[V-C; 0]$ として取り扱うことに問題ない点を、バーゼル委は明確化するべきである。

市中協議文書においては、「TH+MTA の合計金額が取引先に対する”信用供与の極度額”に相当する」という考え方にもとづいているが、顧客に引出権利のあるコミットメントラインの設定とは異なり、当事者間の合意が無い限り個別取引が発生し得ないデリバティブ取引については、仮に実取引が存在しない場合は「TH+MTA」を”信用供与の極度額”として扱うべきではない。

Q5. 複数のヘッジ・セットの間で相殺を認識する際に検討されているオプションのうち、いずれの取扱いがより望ましいか。また、検討すべきマチュリティ区分の数は何が適切か。

金利デリバティブの部分相殺に係る手法の選択肢としては、Approach 2 ではなく、より残存するリスクの実態を表象している Approach 1 を支持する。

以上

補論

○ 一般的な事業法人との取引に係るアドオン計算例

仮定		アドオン額	
カウンターパーティ/取引情報		デリバティブ タイプ (CEM)	デリバティブ タイプ (NIMM)
資産区分	事業法人	EAD	5
ヘッジ/被ヘッジ取引	貸出金（残高1,000千米ドル、 10年定額アモチ付） 金利スワップ（フルマッチ）		35
デリバティブ情報		7 倍(EAD)	
MTM			
担保授受			
加重平均マチュリティ			
アドオン率	0.50%		

(千米ドル)

